

焼津市市民活動交流センターのご利用にあたって



焼津市市民活動交流センター「くるさ~」は、市民活動を行う皆さんのための場所です。市民活動相談を行うほか、講座・交流会の開催や情報発信などを通して、みなさんの思いをサポートします。

1. 市民活動交流センターの概要

- 【名 称】 焼津市市民活動交流センター「くるさ〜」
- 【住 所】 〒425-0022 焼津市本町4丁目 14-13（昭和通り商店街）
- 【T E L】 054-631-9301
- 【F A X】 054-631-9302
- 【メー ル】 ysc812@bz04.plala.or.jp
- 【H P】 <https://www.city.yaizu.lg.jp/life/chiiki-kyodo/machi/kurusa/index.html>
- 【Facebook】 <https://www.facebook.com/yaizu.kyodo.style>
- 【開館日時】 開館日時 平日 13:00~16:30
休館日 土・日・祝日、年末年始 ※臨時休館あり
※開館時間外は利用予約がある場合のみ開館。
- 【交通案内】 電車で…JR 焼津駅より徒歩 15 分
バスで…JR 焼津駅より静鉄ジャストライン
一色和田浜線「浅草幸町」下車 徒歩 4 分
車 で …当センターに駐車場はございません。焼津市役所またはアトレ庁舎
の駐車場をご利用ください。



【ホームページ】



【Facebook】



2. 利用登録について

- 登録には、団体登録とメール会員登録があります。
- 焼津市市民活動交流センターくるさ〜（以下、センターという）の会議スペース、付帯設備のご利用にあたっては、団体としての利用登録をしていただく必要があります。
- メール会員には、市民活動に関する情報をセンターから発信します。
- 展示コーナーや市民活動・イベント情報コーナーの閲覧、市民活動相談は利用登録なしでも可能です。お気軽にお問合せ、お立ち寄りください。
- 登録を希望する方は利用登録申請書をセンターに提出してください。利用登録申請書は、センターに配架しているほか、焼津市ホームページからダウンロードできます。メールでお送りすることもできますので、お問合せください。
- 登録は無料です。
- 以下に該当する団体は利用登録及びセンターの利用ができません。
 - ① 公の秩序及び善良の風俗を乱すおそれがある団体
 - ② 営利を目的とする団体
 - ③ 宗教活動や政治活動を目的とする団体
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員
 - ⑤ センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある団体
 - ⑥ その他センターの管理運営上支障があると認められる団体

3. 会議スペースの利用について

- 基本的に予約制です（来館時、空いていれば利用できます）。
 - 開館時間外（9:00～13:00、16:30～21:00）・休日もご利用いただけます。
 - 机等の移動は可能ですが、必ず現状復帰を行ってください。
- ① 利用申し込み方法
電話、メール、または来館にてお申し込みください。
空き状況を確認後、事務局が【予約カレンダー】へ団体名、使用予定時間を記入します。
 - ② 利用方法
事務局にて受付をしてください。
使用後は使用報告書に必要事項を記入し、【予約カレンダー】下の封筒に入れてください。
使用後に次の予約をする場合は、予約カレンダーを確認後、使用報告書下欄にある【使用予約表】に記入してください。
開館時間外に使用される場合は、事前に鍵を受取りに来てください。

4. 付帯設備の利用について

コピー機・印刷機

コピー 1枚につき10円（モノクロのみ、用紙代込み）

印刷 製版 原稿 1枚につき 50円

印刷 1枚につき 2円（モノクロのみ、用紙は原則持ち込み）

※用紙を持参されない場合は1枚につき 3円

いずれもご使用前後に、必ず事務局にお声かけ下さい。

料金の支払い、領収書発行は事務局へお願いします。

ラミネーター

ラミネート A4 20円

A3 30円

ラミネーター自体の貸し出しはできません、館内でのみご使用いただけます。

プロジェクター・スクリーン

- ・館内でのみご使用いただけます。
- ・スクリーンは施設備え付けのロールスクリーンをご利用ください。
- ・事前に利用申請書を提出してください。
- ・操作は利用者ご自身で行ってください。操作方法が分からない場合は、事前にお問合せください。
- ・利用者の責に帰すべき理由により、破損、故障した場合は、利用者のご負担で修理及び現状復旧をお願いします。

ホワイトボード

- ・センター内に1台あります。使用後は、元あった場所に戻してください。

展示コーナー

- ・会議スペースの壁面を利用して、市民活動団体等の活動紹介を展示します。
- ・およそ縦2m × 横4mのスペースです。

市民活動、イベント情報コーナー

- ・市内のイベントや市民活動のチラシやパンフレット等を配架します。

5. 市民活動相談について

- NPO・ボランティア団体、市民活動をしている、これから始めたい、といったみなさまからの依頼内容に応じて、相談員が対応します。
- 事前予約制となります。相談日時は相談員と調整の上決定します。
- 相談は無料です。
- 開館時間外またはオンラインでの相談も可能です。

6. 情報発信について

- 市民活動や市のイベント等に関する情報を発信します。
利用登録団体・・・センターを通して、チラシの配架、メール配信、ホームページ・SNSへの掲載等で、団体のイベントや活動についての情報発信ができます。
メール会員・・・センターからのメール受信のみ。

7. イベント開催について

- センターにおいてのイベントの開催については、ご相談ください。

8. センター利用上の注意

- センター内での飲食は可能ですが、飲酒はお断りさせていただきます。
- センター内およびセンター敷地内は禁煙です。
- 車、自転車などの近隣施設への駐車は、固く禁止させていただきます。
- 使用後は責任をもって清掃を行い、ごみは各自お持ち帰り下さい。
- 荷物の預かりはいたしません。お持ちいただいた私物は必ず持ち帰るようお願いします。またセンター内での私物の紛失、盗難、破損について一切責任を負いかねます。各自責任をもって管理していただくようお願いします。

9. 各種様式

- センターに配架しているほか、ホームページからもダウンロードできます。

- (1) 焼津市市民活動交流センター利用登録申請書
- (2) メール会員登録用紙
- (3) プロジェクター及びスクリーン利用申請書

焼津市市民活動交流センター利用表

	項 目	利用登録団体	メール会員	登録なし
1	会議スペース	○	×	×
2	コピー機 印刷機	○	×	×
3	ラミネーター	○	×	×
4	プロジェクター スクリーン	○	×	×
5	ホワイトボード	○	×	×
6	展示コーナー	○	× (チラシやパンフレット等の配架は不可。 閲覧はご自由にさせていただきます。)	
7	市民活動・イベント 情報コーナー	○		
8	市民活動相談	○	○	○
9	各種情報発信	○	○ (センターからの メール受信のみ)	×